

適格消費者団体等への経済的支援を求める要請書

第1 要請の趣旨

1 適格消費者団体への支援

適格消費者団体の活動を経済的に支援するためには、令和4年度2次補正予算で実施された適格消費者団体への「消費生活相談機能強化促進等補助金」といった経済的施策が必要です。以下の事項に留意して、継続的に実施することを要請いたします。

- (1) 「靈感商法を含めた悪質商法」のような特定の事業ではなく、事業に限定のない適格消費者団体の差止請求業務自体を対象とすること。
- (2) 年度ごとではなく、継続的な活動（事業）を対象とすること。

2 適格消費者団体の活動の基盤となる地域の消費者団体への支援

適格消費者団体の事務局機能の担い手であり、消費者被害防止を官民連携で推進する担い手となる地域の消費者団体を育成・支援するために、これに必要な財政支援の方策を実施するよう要請いたします。

第2 要請の理由

1 はじめに・・・適格消費者団体の公益性(行政を補完する役割)と実績

- (1) 全国の消費者相談窓口に寄せられる苦情や相談は、近時年間90万件を超えて推移しており高止まりの傾向がみられます。そのうち65歳以上の高齢者が契約当事者全体の3割前後を占めており、特に高齢者の被害が深刻であることがうかがわれます(令和6年版消費者白書19頁以下)。こうした消費者被害の未然防止や救済には、行政、事業者、消費者の三者が、それぞれの役割を果たし、力を合わせて取組んでいくことが必要です。
- (2) 消費者の権利・利益を擁護する消費者団体には、消費者被害の未然防止や救済に大きな役割が期待されますが、中でも適格消費者団体については、国や都道府県の法執行を代替する申入れ等の活動を中心的業務とするとともに、法律上も差止請求業務以外に公益的活動を担う役割が求められており(消費者契約法13条1項、2項2号)、その活動は国・地方公共団体の公的活動を補完するものにほかなりません。
- (3) 適格消費者団体の差止請求に関する実態調査を行った町村泰貴成城大学法学部教授からは、2007年から2022年までの約15年間において認定された23の適格消費者団体の実績として、「その間、1227件、年平均78.2件、一団体あたり年平均5.7件の申入を行っている。そのうち183件でいわゆる41条請求が行われ、さらに86件の差止請求訴訟が提起されている」、「全国の適格消費者団体が対応した案件のうち8割程度で何らかの是正が実現されており、業界一般に広がっていた不当条項や不当勧誘・表示の是正に

大きな成果を上げている」、「申入れの結果、銀行等のローンで相続開始を期限の利益喪失事由とする条項は申し立てられた全てにおいて是正され、その他レンタカー貸渡約款、資格試験予備校等の学納金不返還条項、外国株式取引の手数料や投資信託の為替リスクの表示など、多くの事業者に共通する不当な取引慣行が是正されている」、「過去15年間の調査で是正ありとされた件数をもとに推計すると、被害者の199万0660人の被害、170億2800万円相当を防止している結果となる」等の成果が報告されており（2024年7月25日実施の消費者委員会ヒアリング等）、全国の適格消費者団体の差止請求等の取組みにより、非常に多くの被害が未然に防止されていることがうかがわれます。

2 適格消費者団体の財政状況と今後の課題

- (1) 以上のような重要な役割を有しているにもかかわらず、全国の適格消費者団体の多くは、経済的に困難な事情を抱えながら活動を続けており、引き続き公益的な活動を継続することに強い不安を感じております。例えば、団体の収益の中心となる会費は、消費者である個人正会員に多額の会費負担を求めにくい上に、特に地方の団体においては会員や団体への寄付を増やすことは難しい実情にあります。そのため現在の収入だけでは運営面を支える事務局スタッフの人件費等を賄うことができず、会員団体の無償負担に頼っている団体もあります。
- (2) また、適格消費者団体の中心的活動である差止請求関係業務は、主に法律専門家（弁護士・司法書士・相談員・研究者など）の膨大な無償提供労務に頼る構造によって成り立っております。このボランティアとしての負担が非常に重いため、将来的にこれを担う専門家の人材確保が困難となり差止請求をはじめとする公益的活動ができなくなるおそれが指摘されております。
- (3) このような中で、多くの団体は、地元の地方公共団体からの補助金・助成金事業委託等の財政支援に頼って活動を継続しておりますが、これらの支援は消費者庁の交付金（特に、委託事業について10割補助となる地方消費者行政推進事業に対する交付金）を財源としているものが多いため、平成29年度に設けられた推進事業に対する交付金の活用期限により、令和6・7年度には多くの自治体で同交付金が終了すること（令和9年度で全て終了）により、今後の補助金や事業委託等の継続が見通せないとの不安が強くなっております。
- (4) 適格消費者団体の財政状況と問題点は以上のとおりですが、行政の補完的な役割を担いながら収益性のある事業活動を行いにくい団体の性格をふまえると、国の団体に対する姿勢としては、その育成をはかるだけでなく、活動の継続・発展のために、継続的で実効性のある財政支援が必要と考えられます。
- (5) 本年9月27日に内閣府消費者委員会が公表した「次期消費者基本契約策定に向けた消費者委員会意見(第2回)」においても、「適格消費者団体が行う差

止請求は、取引を適正化して健全・公正な市場を実現する意味を有し、一種の公益を目的とするものである。差止請求の担い手である適格消費者団体が、こうした役割を十分に果たすには、担い手の確保と財政基盤の安定強化を図るべきである」として、適格消費者団体の役割の重要性と団体への経済的支援の必要性が同委員会の意見として表明されております。

3 適格消費者団体への活動補助金による経済的支援について

- (1) 令和4年度2次補正予算には、適格消費者団体への「消費生活相談機能強化促進等補助金」が盛り込まれ同年9月～翌令和5年3月の期間に執行された事業への補助として実施されました。
- (2) 当該補助金を受給した適格消費者団体からは、これまで取り組めなかった不当勧誘事案に取り組むことができた、法律専門家（弁護士等）や事務局の人件費をはじめ有効に活用することができた等、補助金を積極的に評価する意見が多く寄せられております。しかし、当該補助金は、「靈感商法を含めた悪質商法」の被害拡大防止のような特定の事業を対象とするものであるとともに、単年度かつ年度途中からの事業で実施されたもので事業期間が短かったために、取り組むことができる事業に限られ、計画した事業が途中までしか実施できなかったなどの問題点も指摘されております。「消費生活相談機能強化促進等補助金」については、当時10億円の予算が計上されましたが、適格消費者団体が申請使用したのはそのうちの5805万円に過ぎず、予算との対比でみた当該補助金の執行率は5%程にとどまっております。このような低い数値の執行率からも、対象となる事業と期間に限定のある補助金では適格消費者団体への支援としては十分ではないことがうかがわれます。
- (3) そのため、当該補助金のように「特定の事業」を立ち上げてその事業を対象として申請する方式ではなく、適格消費者団体の行う通常の差止請求業務（事業）を対象として申請ができるような制度を創設するようにするのが相当と考えられます。
- (4) また、適格消費者団体が行う申入れや訴訟提起などの差止請求業務活動は長い期間を要することが通常であり、単年度ごとでは有効活用が困難です。そこで、単年度にとどまらず継続的に取り組む活動（事業）についても申請できるような補助金制度の創設が必要です。

4 適格消費者団体の活動の基盤となる地域の消費者団体への経済的支援

適格消費者団体を設立し日常的な業務運営の事務局機能を担うのは、地域の消費者団体です。また、高齢者の消費者被害防止の見守りネットワークを構築し、被害防止の声掛けや早期発見を進める担い手は、地域の消費者市民・消費者団体が消費者問題を学びつつ、地元の消費生活センターと連携して活動することが期待されております。しかし、1970年頃から行われてきた消費者団体の育成・支援に関する地方公共団体への国の財政支援は、2000年代以降事実上打ち切

られたままであり、地域の消費者団体の活動が衰退・停止しているところが少なくありません。

悪質商法の手口が益々悪質・巧妙化している現状において、適格消費者団体が未設置の地域の消費者団体が、地元の消費者行政及び消費生活センターと連携して適格消費者団体を設立し活動を継続することが求められ、そのためには、その事務局機能を担う消費者団体の活動基盤を整備できるよう、地元消費者行政の財政支援策を継続的に講ずることが是非とも必要です。

5 むすび

- (1) 消費者庁が本年8月に行った平成7年度予算・機構定員要求（概算要求）においては、「4 消費者政策の推進に必要な基盤の整備」の項目に、消費者団体訴訟スキームの活用促進として、消費者団体訴訟制度のより一層の活用推進のため、適格消費者団体等を活用した実効性の向上や制度の周知・広報を図る目的で、「消費者団体訴訟制度の企画・推進にかかる経費」が1.5億円計上されております。また、概算要求の参考資料として添付されている「重要政策推進枠」一覧には、消費者団体訴訟制度活用促進補助金として5700万円の要望額が掲載されております。

これらの要求項目および要求金額を認めていただき、要請の趣旨に記載したような、特定の事業ではなく、事業に限定のない適格消費者団体の差止請求業務自体を対象とするとともに、年度ごとではなく継続的な活動（事業）を対象とする補助金の創設を求めるとともに、適格消費者団体を支える地域の消費者団体への財政支援を要請いたします。

- (2) なお、現行の強化学業分の地方消費者行政強化交付金（補助率2分の1）の対象には「適格消費者団体設立に向けた支援」が含まれていますが、適格消費者団体の活動の維持及び充実強化のためには、設立後の活動に対する継続的な支援も不可欠です。強化学業分の交付金は、前年度と同じ内容の事業は対象にできないなどの制約が大きく、継続的な支援に活用することができず、財政状況の厳しい地方公共団体にとって一般財源措置が必要となる点でも使いにくいのが現状です。そこで、適格消費者団体に対する支援を地方消費者行政強化交付金によって行うことを検討する場合には、その対象を「適格消費者団体設立に向けた支援」だけではなく、適格消費者団体を支える地域の消費者団体を対象を拡大した上で、適格消費者団体等への活動強化に向けた支援にも広げることが求めます。また、補助率のかさ上げ（推進事業分と同様に補助率10割とするなど）についても併せて検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

2024年（令和6年）11月 14日

内閣総理大臣	石破茂様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	伊東良孝様
財務大臣	加藤勝信様

特定非営利活動法人消費者機構日本
特定非営利活動法人消費者支援機構関西
公益社団法人全国消費生活相談員協会
特定非営利活動法人消費者ネット広島
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
NPO 法人消費者支援ネットくまもと
特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ
特定非営利活動法人えひめ消費者ネット
特定非営利活動法人消費者支援かながわ
特定非営利活動法人消費者市民サポートちば
特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟
特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま
NPO 法人消費者市民ネットおきなわ
特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット
特定非営利活動法人なら消費者ねっと
NPO 法人しずおか消費者ユニオン
特定非営利活動法人消費者ネットしまね
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき